

自治会のルールについて

【ご意見】(令和8年5月 31 日受付)

地域で行うごみゼロ運動や水路の泥上げ等で、事情により参加できない人から出不足金の徴収を認めている自治会に対してルールを設けてほしいです。

各家庭には多種多様な事情(高齢、体調不良、子育て、仕事の休みを取れないなど)があると思いますので、配慮なく徴収されるのは如何なものかと感じます。

また、出不足金を徴収することが認められるならば、市として徴収したお金の使い道や会計報告のチェックを厳格にお願いします。

【回答】

自治会は自治組織であり、いわゆる地縁に基づく任意団体に該当します。そのため、自治会の行事に対する出不足金に関する事項は、それぞれの自治会の総会や規約等に基づいて自治会加入者が自主的に取り決め、徴収しています。市が自治会に参加協力を求める行事についても、参加する人と参加しない人の間の不公平感是正のために、出不足金を徴収するかどうか、いくらにするのかについては、自治会加入者同士で話し合っ決めていくものです。

また、集金したお金の使い道も自治会総会で予算・決算、監査を自治会加入者で確認しあう機会があると思われます。

なお、市の調査では、出不足金を徴収する場合でも高齢や病気等の理由で行事の欠席がやむを得ないと認められる場合は免除するという規定を設けている自治会もあるようです。

自治会内で自治会加入者の意見や同意を得ながら住みやすいルールを自分達で作っていくことが肝要かと思われますので、ご理解とご協力をお願いします。

担当 市民生活課